

発議第 3 号

市長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて

上記の議案を、次のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 12 月 20 日 提出

瀬戸内市議会議長 廣田 均 殿

提出者 議会運営委員長 石原 芳高

（提案理由）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による、市長の専決処分事項を拡充することにより、私債権等の徴収事務の迅速かつ効率的な執行を図るもの。

市長の専決処分事項の指定についての一部を改正することについて

市長の専決処分事項の指定についての一部を次のように改正する。

市長において専決処分することができる事項に次の1項を加える。

- 3 目的物の価額が1件60万円以下の債権に係る訴えの提起、和解及び調停（第1項に規定するものを除く。）に関する事

附 則

この改正は、議決の日から施行する。

市長の専決処分事項の指定について(平成23年瀬戸内市種別なし)新旧対照表

現行	改正後
<p>○市長の専決処分事項の指定について</p> <p style="text-align: right;">平成23年5月30日</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関する事 2 法律上本市の義務に属する損害賠償で、1件の金額が100万円以下の賠償額の決定及びその和解に関する事。ただし、損害賠償の金額が100万円を超える場合であっても、賠償責任保険等附加してある損害保険金の範囲内にあるときも同様とする。 <p>附 則</p> <p>この専決処分事項の指定は、議決の日から施行する。</p>	<p>○市長の専決処分事項の指定について</p> <p style="text-align: right;">平成23年5月30日</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関する事 2 法律上本市の義務に属する損害賠償で、1件の金額が100万円以下の賠償額の決定及びその和解に関する事。ただし、損害賠償の金額が100万円を超える場合であっても、賠償責任保険等附加してある損害保険金の範囲内にあるときも同様とする。 3 <u>目的物の価額が1件60万円以下の債権に係る訴えの提起、和解及び調停(第1項に規定するものを除く。)</u>に関する事。 <p>附 則</p> <p>この専決処分事項の指定は、議決の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、議決の日から施行する。</p>